川崎市事業系一般廃棄物多量排出事業者等の認定における使用済紙おむつ量控除取扱要綱

（目的）

第１条　この要綱は、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第 19 条第１項及び同条例施行規則第６条に規定する事業系一般廃棄物多量排出事業者及び事業系一般廃棄物準多量排出事業者の認定に当たり、使用済紙おむつの排出量を算定上適正に把握するための取扱いを定め、認定の公平性及び合理性を確保するとともに、減量化・再資源化等の指導を実効的に行うことを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「使用済紙おむつ」とは、排せつ物を吸収する目的で使用された子ども用又は大人用の紙おむつであって、感染性廃棄物に該当しないものをいう。

２　前項の使用済紙おむつに含まれるものは、紙おむつ及びこれと一体的に使用される尿取りパッドに限るものとし、ウェットティッシュ、清拭用品、使い捨て手袋、ペット用排泄用品、生理用品その他の物は含まない。

（基本原則）

第３条　使用済紙おむつは、法令等に別段の定めがある場合を除き、事業系一般廃棄物として取り扱う。この要綱による控除は、多量排出事業者又は準多量排出事業者の認定に用いる排出量の算定に限って行うものであり、廃棄物の区分、排出事業者責任、搬入承認、処理手数料、収集運搬方法その他の取扱いを変更するものではない。

（対象事業者）

第４条　使用済紙おむつ量の控除を申請することができる事業者は、入所型高齢者福祉施設、入所型障害者・障害児支援施設、保育施設、認定こども園、小規模保育事業所その他乳幼児を恒常的に受け入れる施設、医療機関、通所型高齢者福祉施設、通所型障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所その他市長が特に必要と認める施設を設置する者、又は管理する者とする。

（使用済紙おむつ量の算定）

第５条　使用済紙おむつ量は、原則として実測方式により算定する。

２　前項にかかわらず、使用済紙おむつの分別計量が困難であると市長が認める場合であって、別表第１に標準値が定められている施設については、当該標準値を用いて算定することができる。

３　前２項による算定が、施設の利用状況その他特別の事情により著しく実態に適合しないと市長が認める場合は、事業者が提出した客観的な資料に基づき、別に算定することができる。

（使用済紙おむつ量の控除申請）

第６条　使用済紙おむつ量の控除を受けようとする事業者は、使用済紙おむつ量控除申請書（第１号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請し、その決定を受けなければならない。

(1) 使用済紙おむつ量算定表（第２号様式又は第３号様式）
(2) 誓約書（第４号様式）
(3) 施設の種類・定員等を確認できる書類
(4) その他市長が必要と認める書類

（実測方式）

第７条　実測方式により申請しようとする事業者は、市長が定める期間中の連続する７日以上について、使用済紙おむつを他の廃棄物と分別して計量しなければならない。

２　実測方式による年間排出量は、１日当たりの平均実測量に年間稼働日数又は年間開所日数を乗じて算定する。

（標準値による算定方式）

第８条　標準値による算定方式による年間排出量は、別表第１に定める施設の種類ごとの標準値に、定員数、実利用者数、病床数、開所日数その他市長が認める基礎数値を乗じて算定するものとする。

２　市長は、標準値を必要に応じて見直すものとする。

（審査）

第９条　市長は、第６条第１項の規定による申請を受け付けたときは、速やかに申請内容を厳正かつ公平に審査するものとする。

２　市長は、前項の審査に当たっては、次に掲げる事項を確認するものとする。

(1) 申請者がこの要綱に定める対象事業者に該当すること。
(2) 当該施設から非感染性の使用済紙おむつが継続して排出されていること。
(3) 申請された算定方法が、当該施設の種類及び排出実態に照らして適当であること。
(4) 算定された使用済紙おむつ量が、当該施設の総排出量、利用者数、稼働状況その他の事情に照らして著しく過大又は過小でないこと。
(5) その他市長が必要と認める事項

３　市長は、申請内容に疑義があると認めるときは、申請者に対し、必要な書類の提出、説明、追加の計量又は再計算を求めることができる。

４　市長は、必要があると認めるときは、申請者の同意を得て、当該施設における使用済紙おむつの分別、保管、計量その他の状況を確認することができる。

（控除の決定）

第 10 条　市長は、前条の規定による審査の結果、使用済紙おむつ量を控除することが適当であると認めるときは、控除の対象となる年間排出量、最初に反映する認定年度及び有効期間を決定し、使用済紙おむつ量控除決定通知書（第５号様式）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、審査の結果、使用済紙おむつ量を控除することが適当でないと認めるときは、使用済紙おむつ量控除不承認決定通知書（第６号様式）により、理由を付して申請者に通知するものとする。

３　第１項の規定により決定した使用済紙おむつ量は、事業系一般廃棄物多量排出事業者又は準多量排出事業者の認定に用いる排出量の算定に反映するものとする。

（申請内容の変更）

第 11 条　控除の決定を受けた事業者は、施設の種類、定員数、病床数、利用者数、開所日数、施設の増床・縮小・統合・移転その他控除量の算定の基礎となる事項に相当の変更が生じたときは、使用済紙おむつ量控除申請内容変更届（第７号様式）により速やかに市長に届けなければならない。

２　市長は、前項の変更が控除量に相当の影響を及ぼすと認めるときは、控除量を変更し、使用済紙おむつ量控除量変更通知書（第８号様式）により申請者に通知するものとする。この場合における変更後の控除決定の有効期間は、当該変更を決定した日の属する年度の翌年度に行う認定から３年間とする。

３　市長は、第１項の変更が、施設の種類の変更、施設の統合・移転その他従前の控除決定の基礎を著しく変更し、新たな算定及び審査が必要であると認めるときは、当該事業者に第６条第１項の規定による申請を改めて行うよう求めることができる。

（控除決定の取消し等）

第 12 条　市長は、申請者が虚偽その他不正の手段により第 10 条第１項の控除を受けたことが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定による取り消しを行うときは、あらかじめ申請者にその理由を示し、意見を述べる機会を与えるものとする。

３　市長は、第１項の規定による取消しを行ったときは、使用済紙おむつ量控除決定取消通知書（第９号様式）により申請者に通知するものとする。

４　市長は、第１項の規定による取消しに伴い、使用済紙おむつ量の再算定、翌年度以後の算定に用いる排出量の修正その他必要な措置を講ずることができる。

（決定の有効期間）
第 13 条　第 10 条第１項の規定による決定の有効期間は、当該決定を最初に反映する認定年度から３年間とする。

２　有効期間中に当該事業者が第４条に規定する使用済紙おむつ量の控除の対象事業者に該当しなくなった場合は、当該年度末をもって当該決定の有効期間を終了するものとする。

３　有効期間終了後も引き続き控除を受けようとする事業者は、市長が定める期限までに更新の申請を行わなければならない。

（更新案内）
第 14 条　市長は、有効期間が満了する事業者に対し、使用済紙おむつ量控除更新案内通知（第 10 号様式）により更新申請に関する案内を行うものとする。

（書類の保存）
第 15 条　控除の決定を受けた事業者は、申請及び算定の根拠となった書類を、当該決定の有効期間が満了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（委任）
第 16 条　この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附則
　この要綱は、令和８年 10 月 29 日から施行する。ただし、使用済紙おむつ量の控除を認定に反映する時期は、令和 10 年度認定からとする。

別表第１（第８条関係）

使用済紙おむつ量の標準値

施設の種類	標準値	基礎数値	年間日数	年間排出量の算定式
入所型高齢者福祉施設等	1.02 kg／定員・日	定員数（必要に応じ実利用者数又は稼働率で調整）	原則 365 日（休業等がある場合は相当日数）	1.02 × 定員数 × 年間日数
保育施設、認定こども園、小規模保育事業所その他乳幼児を恒常的に受け入れる施設	0.106 kg／定員・日	定員数（必要に応じ実利用者数又は利用率で調整）	年間開所日数	0.106 × 定員数 × 年間開所日数
入所型障害者・障害児支援施設、医療機関、通所型施設等	原則実測	実測値	年間稼働・開所日数	１日平均実測量×年間日数

備考

１　標準値は、環境省「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」等に示された施設別の簡便推計式を基礎とする。

２　入所型障害者・障害児支援施設については、現時点で施設類型に直接対応する公的な標準値が確認できないため、当面、実測方式を原則とする。市内調査等により合理的な標準値が得られた場合は、本表に追加する。

３　医療機関、通所型高齢者福祉施設、通所型障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所は、原則として実測方式による。

４　標準値による算定結果が施設の利用状況その他の事情により著しく実態に適合しないと認められる場合は、要綱第５条第３項の規定により個別に算定する。

第１号様式

使用済紙おむつ量控除申請書

年　　月　　日

（あて先）川　崎　市　長

申請者

所在地	〒
名　称	
代表者職・氏名	
電話番号	

川崎市事業系一般廃棄物多量排出事業者等の認定における使用済紙おむつ量控除取扱要綱第６条第１項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

施設の名称	
施設の所在地	
施設の種類	☐ 入所型高齢者福祉施設　☐ 入所型障害者・障害児支援施設 ☐ 保育施設　☐ 認定こども園　☐ 小規模保育事業所 ☐ 医療機関　☐ 通所型高齢者福祉施設 ☐ 通所型障害福祉サービス事業所　☐ 障害児通所支援事業所 ☐ その他（　　）
認定区分等	☐ 多量排出事業者　☐ 準多量排出事業者　☐ 認定前 認定番号（　　）
申請区分	☐ 新規申請　☐ 更新申請　☐ 変更に伴う再申請
前回決定の有効期間	年度から　年度まで
算定方式	☐ 実測方式　☐ 標準値による算定方式　☐ その他（　　）
施設の基礎情報	定員数　人　病床数　床　実利用者数　人 年間稼働・開所日数　日
使用済紙おむつの排出状況	紙おむつ使用者数　人　排出頻度　回/週 保管方法（　　）
実測が困難な理由（標準値方式の場合）	
連絡先（担当者）	氏名　電話（　　）　FAX（　　） メールアドレス（　　）
添付書類 ※添付した書類にチェックを入れて下さい	☐ 第２号様式（実測方式の場合） ☐ 第３号様式（標準値方式の場合） ☐ 第４号様式（誓約書） ☐ 施設の種類、定員数等を確認できる書類 ☐ その他（　　）

第２号様式

使用済紙おむつ量算定表（実測方式）

施設の名称		担当者	
実測期間	年　月　日　～　年　月　日		
年間稼働・開所日数	日	計量方法	

実測記録（使用済紙おむつのみを、他の廃棄物と分別して計量してください。）

日付	計量値（kg）	紙おむつ使用者数（人）	備考欄

算定結果

実測合計量	kg	実測日数	日
１日当たり平均実測量	kg／日	年間稼働・開所日数	日
使用済紙おむつ年間排出量	kg／年	算定式	平均実測量 × 年間換算日数
事業系一般廃棄物総排出量（参考）	kg／年	控除後排出量（参考）	kg／年
備考			

注　１　連続する７日以上について記録してください。

２　算定については、入所型施設は原則として１日当たり平均実測量に年間稼働日数 365 日を乗じ、通所型施設、保育施設等は年間開所日数を乗じて年間排出量を算定します。

３　実測期間が平常時と異なる場合は、その理由を備考欄又は別紙に記載してください。

第３号様式

使用済紙おむつ量算定表（標準値方式）

施設の名称		担当者	
標準値	kg／人・日	基礎数値	人
基礎数値の区分	☐ 定員数　☐ 実利用者数　☐ 病床数　☐ その他（　　）		
年間日数	日	日数の区分	☐ 365 日　☐ 年間開所日数　☐ その他
使用済紙おむつ年間排出量	kg／年	算定式	標準値 × 基礎数値 × 年間日数
定員数・実利用者数等の適用期間（基準期間）	年　月　日から　年　月　日まで		

注　１　標準値は、要綱別表第１に定める値を記載してください。
２　基礎数値は、定員数、実利用者数、病床数など、紙おむつ量を算定するための根拠となる数を記載してください。
３　年間日数は、１年中稼働の場合は 365 日、開所日数が決まっている場合はその日数など、紙おむつ量を算定するための根拠となる日数を記載してください。
４　定員数、実利用者数その他の状況が確認できる書類を添付してください。
５　標準値による算定結果が実態に適合しない特別の事情がある場合は、その内容及び客観的資料を添付してください。
６　定員数・実利用者数等の基礎数値の適用期間は、原則として、控除決定を最初に反映する年度の４月１日から３年間とします。
７　前号の適用期間中に、定員数、利用者数、紙おむつ使用者数、施設の種類又は排出実態に相当の変更が生じた場合は、変更が生じた日の前日を変更前の適用期間の終期とし、第７号様式により変更内容を届け出てください。

第４号様式

誓　約　書

年　　月　　日

（あて先）川　崎　市　長

申請者

所在地	〒
名　称	
代表者職・氏名	
電話番号	

川崎市事業系一般廃棄物多量排出事業者等の認定における使用済紙おむつ量控除取扱要綱に基づく申請にあたり、次の事項を誓約します。

１　申請書及び添付書類に記載した事項は、事実と相違ありません。

２　控除の対象として申請するものは、感染性廃棄物に該当しない使用済紙おむつ及びこれと一体的に使用される尿取りパッドに限り、ウェットティッシュ、清拭用品、使い捨て手袋、ペット用排泄用品、生理用品その他の物を含みません。

３　実測方式による場合は、使用済紙おむつを他の廃棄物と分別して適正に計量し、その記録を保存します。

４　市長から追加資料の提出、説明、追加の計量、再計量又は実地確認を求められた場合は、これに協力します。

５　控除決定の有効期間中に、施設の種類、定員数、利用者数、紙おむつ使用者数、年間開所日数その他控除量の算定の基礎となる事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。

６　虚偽その他不正の手段により控除を受けたことが判明した場合は、控除決定の取消し、排出量の再算定その他必要な措置を受けることについて異議ありません。

施設の名称：

署名又は記名：

第５号様式

使用済紙おむつ量控除決定通知書

所在地	〒
名　称	
代表者職・氏名	

年　　月　　日

川崎市長　○○　○○

年　　月　　日付けで　申請のあった使用済紙おむつ量の控除について、川崎市事業系一般廃棄物多量排出事業者等の認定における使用済紙おむつ量控除取扱要綱第 10 条第１項の規定により、控除の対象となる年間排出量、最初に反映する認定年度及び有効期間を次のとおり決定したので通知します。

施設の名称	
施設の所在地	
控除決定の有効期間	年度認定から　　年度認定まで
算定方式	□ 実測方式　□ 標準値による算定方式 □ その他
控除の対象となる年間排出量	kg／年
算定の概要	
備考	

［留意事項］

１　本決定は、多量排出事業者又は準多量排出事業者の認定に用いる排出量の算定に限り適用します。

２　本決定は、廃棄物の区分、搬入承認、処理手数料その他の取扱いを変更するものではありません。

３　有効期間中に、施設の種類、定員数、利用者数、紙おむつ使用者数、年間開所日数その他控除量の算定の基礎となる事項に相当の変更が生じた場合は、速やかに市へ届け出てください。変更内容により、控除量の変更又は再申請を求めることがあります。

４　本決定の有効期間は、上記の期間とします。有効期間終了後も引き続き控除を受けようとする場合は、市長が定める期限までに更新申請を行ってください。

第６号様式

使用済紙おむつ量控除不承認決定通知書

所在地	〒
名　称	
代表者職・氏名	

年　　月　　日

川崎市長　○○　○○

年　　月　　日付けで申請のあった使用済紙おむつ量の控除について、審査の結果、控除することが適当でないと認めたため、川崎市事業系一般廃棄物多量排出事業者等の認定における使用済紙おむつ量控除取扱要綱第10条第２項の規定により、理由を付して通知します。

施設の名称	
施設の所在地	
申請した算定方式	□ 実測方式　□ 標準値による算定方式 □ その他
不承認とした理由	
備考	

注　不承認とした理由に応じ、申請内容を補正し、又は必要な資料を追加することにより、改めて申請できる場合があります。

第７号様式

使用済紙おむつ量控除申請内容変更届

年　　月　　日

（あて先）川　崎　市　長

申請者

所在地	〒
名　称	
代表者職・氏名	
電話番号	

川崎市事業系一般廃棄物多量排出事業者等の認定における使用済紙おむつ量控除取扱要綱第 11 条第１項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

施設の名称	
施設の所在地	
多量排出事業者又は準多量排出事業者の認定番号	
控除決定の有効期間	年度認定から　年度認定まで
現在の算定方式	☐ 実測方式　☐ 標準値による算定方式 ☐ その他（　　）
変更事項	☐ 施設の種類　☐ 定員数　☐ 病床数　☐ 利用者数 ☐ 紙おむつ使用者数　☐ 年間稼働・開所日数 ☐ 施設の増床　☐ 施設の縮小　☐ 施設の統合　☐ 施設の移転 ☐ その他控除量の算定の基礎となる事項（　　）
変更前及び変更後の内容	【変更前】 【変更後】 ※変更の内容及び控除量への影響が分かるよう、具体的に記載してください。
変更年月日	年　　月　　日
控除量への影響	☐ 影響がある　☐ 影響がない　☐ 現時点では不明
連絡先（担当者）	氏名　　電話（　　）　　FAX（　　） メールアドレス（　　）
添付書類	☐ 変更内容を確認できる書類 ☐ 控除量への影響を確認できる資料（該当する場合） ☐ その他（　　）

第８号様式

使用済紙おむつ量控除量変更通知書

所在地	〒
名　称	
代表者職・氏名	

年　　月　　日

川崎市長　○○　○○

年　　月　　日付けで届出のあった使用済紙おむつ量の控除について、川崎市事業系一般廃棄物多量排出事業者等の認定における使用済紙おむつ量控除取扱要綱第 11 条第２項の規定により、控除量を次のとおり変更したので通知します。

施設の名称	
施設の所在地	
年間控除量	変更前　　kg／年 変更後　　kg／年
変更後の控除量の適用期間	年度認定から　　年度認定まで
変更理由及び算定の概要	

［留意事項］

1　本通知による変更後の年間控除量は、上記の適用期間における多量排出事業者又は準多量排出事業者の認定に用いる排出量の算定に適用します。

2　本通知は、廃棄物の区分、搬入承認、処理手数料その他の取扱いを変更するものではありません。

3　算定の基礎となる事項に新たな変更が生じた場合は、速やかに市へ届け出てください。

第９号様式

使用済紙おむつ量控除決定取消通知書

所在地	〒
名　称	
代表者職・氏名	

年　　月　　日

川崎市長　○○　○○

使用済紙おむつ量の控除について、川崎市事業系一般廃棄物多量排出事業者等の認定における使用済紙おむつ量控除取扱要綱第 12 条第３項の規定により、次のとおり取り消したので通知します。

施設の名称	
施設の所在地	
年間控除量	取消し前　　kg／年 取消し後　　kg／年
取消しの理由	虚偽その他不正の手段の具体的内容を記載
取消しの効力が生ずる認定年度	年度認定から
取消しに伴う措置	□ 使用済紙おむつ量の再算定 □ 翌年度以後の認定に用いる排出量の修正 □ その他（　　）

［留意事項］

1　本通知による取消しは、多量排出事業者又は準多量排出事業者の認定に用いる排出量の算定に関するものです。

2　本通知は、廃棄物の区分、搬入承認、処理手数料その他の取扱いを変更するものではありません。

3　取消しに伴う認定区分その他の取扱いについては、必要に応じて別途通知します。

第 10 号様式

使用済紙おむつ量控除更新案内通知書

所在地	〒
名　称	
代表者職・氏名	

年　　月　　日

川崎市長　○○　○○

使用済紙おむつ量の控除について、現在の控除決定の有効期間が満了するため、川崎市事業系一般廃棄物多量排出事業者等の認定における使用済紙おむつ量控除取扱要綱第 14 条の規定により、更新申請について次のとおり案内します。

施設の名称	
施設の所在地	
現在の有効期間	年度認定から　　年度認定まで
更新申請に必要な書類	□ 使用済紙おむつ量控除申請書（第１号様式） □ 使用済紙おむつ実測記録表（第２号様式）又は使用済紙おむつ量算定表（標準値方式）（第３号様式） □ 誓約書（第４号様式） □ その他市長が必要と認める書類 （　　）
申請期限	年　　月　　日

［留意事項］

１　更新後も引き続き控除を受けようとする場合は、上記申請期限までに更新申請を行ってください。

２　更新申請がない場合、現在の控除決定は有効期間の満了により終了し、満了後の多量排出事業者等の認定に用いる排出量の算定には控除を反映しません。

３　本案内は更新申請に関する案内であり、更新後の控除量を決定するものではありません。更新申請の内容を審査した後、別途通知します。

４　提出先・問合せ先　川崎市環境局生活環境部減量推進課　電話（０４４）２００－２５６８